

2021年2月5日（金）  
東京電力ホールディングス株式会社

特定原子力施設監視・評価検討会 第88回の議題に関するご相談

第88回会合の議題候補（案）

①東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定案について

②建屋滞留水処理等の進捗状況

③不適合事象に係る共通要因分析

以 上

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	補正申請の要否	対応状況
1	減容処理設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>目次</li> <li>II 1.8 本文 2.46(新規記載) 本文、添付1～14</li> <li>III 第1編 附則 添付1 添付2</li> <li>第2編 附則 添付1 添付2</li> <li>第3編 2.1.3 2.2.2 2.2.4</li> </ul>	<p>R1.12.2</p> <p>R2.9.16</p> <p>R3.1.15</p>	<p>廃炉発官R1 第149号</p> <p>廃炉発官R2 第80号</p> <p>廃炉発官R2 第241号</p>	<p>No.2,4,5,14</p> <p>No.2,3,4,5,12,13,14</p> <p>No.2,3,4,5,13,14</p> <p>No.12,13 No.2,4,6,9,13</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2101222 号、2102022号)</p>	<p>要</p> <p>○1/14の面談にて以下のコメントを頂いており、補正申請において対応予定。 -III3編2.2.2の線量評価条件において、減容後のかさ密度も記載すること。 ○補正準備中。</p> <p>【経緯】 【2019年】 ○12/21に変更認可申請及び面談を実施。 ○12/13に面談を実施しており、コメントについてその場で回答。 ○12/2、12/19に下記コメントを頂いており、12/25の面談において回答。 -差圧異常高と低い基準と設定根拠について示すこと。 -排気の濃度測定について管理基準値について示すこと。 -減容処理設備による減容率50%について算出根拠を示すこと。 -受け入れるガレキの表面線量率平均1mSv/hをどのように担保するのか示すこと。 -空調設備等の電源系統の維持について、冗長性を持たせるのか、持たせない場合はその理由について説明すること。 【2020年】 ○2019/12/25の面談において、以下のコメントを頂いており、1/30の面談において回答。 -建屋/バウンダリとして耐震クラスCとしているが、空調もバウンダリとなると思う。どの範囲まで耐震Cクラスとしているのか、説明すること。 ○1/30の面談において、以下のコメントを頂いており、3/9に面談にて回答を行ったが、再検討することとなり、6/15の面談において回答。 -受入廃棄物の条件(平均表面線量1mSv/h以下)は、耐震クラスを決めることに関係してくるので、実施計画に記載することも含め検討すること。 -ベータ線の高い廃棄物の扱いについて、整理し説明すること。 ○6/15の面談において以下のコメントを頂いており、7/13の面談において回答。 -大型金属処理室での作業内容について、詳細に説明すること。 ○7/13の面談において以下のコメントを頂いており、8/6の面談において回答。 -電源の全停によるダスト飛散することを防止するため、排風機設置などの対策の検討を行って頂きたい。 ○8/6面談において下記コメントを頂いており、9/3の面談において回答。 -異常時に建屋外に放射性物質が飛散していないことを確認できるようにすること。 -ダストモニタに有意な変動があった場合に対応できるようにすること。 ○9/3面談を実施。 ○9/16補正申請。9/17に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○10/29に面談を行い、コメントは頂いていない状況。 ○11/17に以下のコメントを含めいくつかコメントを頂いており、12/4の面談において回答。 -実効線量の評価条件の妥当性について説明すること。 ○11/25に以下のコメントを頂いており、12/8に面談において回答。 -火災に関わる対応(検知、緩和策、消火)について説明すること。 -内部被ばくの対策(作業員の装備と隔離部屋内の空気置換の効果)について説明すること。 ○12/4の面談において、以下のコメントを頂いており、12/21の面談において回答済。 -津波に関する記載について、他件名(大型廃棄物保管庫)は検討用津波で評価している理由について説明して頂きたい。 -表面線量1mSv/hとなる様に管理するとされているが、具体的に説明して頂きたい。 ○12/21面談にて以下のコメントを頂いており、1/14の面談において回答済。 -受け入れピットにおいて、平均表面線量1mSv/hで管理することだが、後段における平均表面線量1mSv/hの管理の考え方を説明すること。 ○1/15補正申請。</p>
2	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>目次</li> <li>II 2.5 本文 添付3 2.7 添付2、添付3 2.47(新規記載) 本文、添付1～4</li> <li>III 第1編 附則</li> <li>第2編 附則</li> <li>第3編 2.2.2</li> </ul>	<p>R1.12.24</p>	<p>廃炉発官R1 第171号</p>	<p>No.1,4,5,14</p> <p>No.9,14 No.9</p> <p>No.1,3,4,5,12,13,14</p> <p>No.1,3,4,5,13,14</p> <p>No.1,4,6,9,13</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2002199 号、2005271号、 20070804号、 2008037号、 2009291号、 20101210号、 2010302号、 2101222号、 2101291号、 2102022号)</p>	<p>要</p> <p>【2019年】 ○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントを頂いており、2020/1/28に面談において下線部について、回答。 -線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 -運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 -海外調達品の品質確保について、説明すること。 【2020年】 ○1/28の面談において下記コメントを頂いている状況。 -検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 -</p>
3	実施計画III第1・2編の第2条に関する変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>III 第1編 附則 別添(新規記載)</li> <li>第2編 附則 別添(新規記載)</li> </ul>	<p>R2.3.30</p> <p>R2.12.2</p>	<p>廃炉発官R1 第258号</p> <p>廃炉発官R2 第199号</p>	<p>No.1,2,4,5,12,13,14</p> <p>No.1,2,4,5,13,14</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2101222 号、2102022号)</p>	<p>要</p> <p>【1F】 ○12/8の面談にて、以下のコメントを頂いている。 -1Fに特化した内容の記載にすること。 ○12/8面談でのコメント及び12/14監視評価検討会の議論を踏まえ、記載の見直しを実施。 1/25第87回監視評価検討会等にて議論して頂き、概ね理解を頂いた状況。今後補正申請に向けた準備を実施中。 【2F、HD】 ○2F、東通は11/5に申請し、11/12に審査会合にて頂いたコメントについては、補正申請において対応予定。 ○1/14審査会合を実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 &lt;KK&gt; ○3/30変更認可申請。4/21の審査会合にて、以下のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 -社長はその役割を果たすだけでなく、結果に責任を負うことが明記されていない。認可するには保安規定条文にその点の明記が必要。 ○5/28規制委員会に附議され、6/2の審査会合にて規制委員会のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 -7項目を遵守することを明確にすること。 -リスクに対する体制と業務フローを明確にすること。 ○7/9のKKの審査会合にて、以下のコメントを頂いており、8/20の審査会合にて回答済、審査会合でコメントは頂いていない状況。 -「原子力事業者としての基本姿勢」について、社長回答文書と当日の意見交換における議論を守るということを明文化すること。 -基本姿勢を品質保証の中で履行することを条文中に明文化すること。 ○8/26の規制委員会に附議され、以下のコメントを頂いており、9/17にKK審査会合で回答。 -「安全上重要な事項をその決定プロセスを含めタイムリーに公表する」ことを保安規定に追記すること。 ○9/23に規制委員会附議。コメントは頂いていない状況。 ○KK側は、10/16に補正申請し、10/30認可。 &lt;1F&gt; ○12/2補正申請し、12/7、12/8に面談を実施。</p>

<p>4 放射性物質分析施設第2棟の設置</p>	<p>・目次 ・II 2.48(新規記載) 本文、添付1～26 ・III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 ・別冊集目次 ・別冊25(新規記載)</p>	<p>R2.5.20 R2.6.30 R3.1.8</p>	<p>廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号 廃炉発官R2 第233号</p>	<p>No.1,2,5,14 No.1,2,3,5,12,13,14 No.1,2,3,5,13,14 No.1,2,6,9,13 No.14 と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2101222 号、2102022号)</p>	<p>○第85回監視評価検討会(11/16)に頂いた臨界管理のコメントについて、11/20、12/11、1/5、1/18、2/3に回答。 ○1/5、1/12に面談を実施し、1/18の面談にて回答。 -JAEAの火災防護設備について、説明すること。 ○1/15に補正申請(1/8)した内容について、一部誤記が確認されたため、補正申請にて対応予定。 ○1/18面談を実施し、2/3の面談にて回答済。 -閉じ込め機能として、隔離弁を自動化する場合のリスクを説明すること。 ○2/3の面談にて以下のコメントを頂いている状況。 -臨界管理について、モデルの不均一効果を考慮し再評価すること。 【経緯】 ○5/20変更認可申請。 ○5/25、6/4、6/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/30の面談において回答。 -燃料デブリ取り出しから分析施設での分析するまでの一連の流れを詳細に説明すること。 ○6/24、6/30、7/2面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/15、7/29、7/30の面談において回答。 -外部火災の影響について、説明すること。 -分析後の廃棄物の扱いについて、説明すること。 -建物の共振について、問題がないことを説明すること。 ○8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○9/16、9/24、9/30に面談を実施。 ○9/4の面談において、以下のコメントを頂いており、10/15の面談において回答済。 -外部火災の考え方について整理すること。 -非常用照明の設置要否について、再検討すること。 ○7/15、7/29、7/30面談実施。以下のコメントを頂いている状況。下線部は9/16、10/15、10/21、10/29において回答済。 -廃棄物の扱いについて、全体取り纏め説明すること。 -施設全体の安全設計について、説明すること。 ○10/15の面談において、以下のコメントを頂いており、10/29の面談において回答済。 -非常用照明の設置に関する検討結果(法令との関係や設置場所)について説明すること。 -臨界警報発生時の対応について説明すること。 ○10/29の面談において以下のコメントを頂いており、11/11、11/20に回答済。 -不活性ガス消火設備の運用について問題なく消火できることを説明すること。 ○11/6に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/20に回答済。 -閉じ込め機能にあるセルの前後弁を自動化しない理由を説明すること。 ○11/11、11/20に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/27の面談において回答。 -消火用のN2ポンペの本数の算出について、根拠を持って説明すること。 ○11/27面談において以下のコメントを頂いており、12/11回答済。 -屋内の消火水槽の容量根拠を説明すること。 ○12/11面談実施。 ○1/8補正申請。</p>
<p>5 福島第一原子力発電所規制改正に伴う変更</p>	<p>・目次 ・III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 1.6 4.1 4.2</p>	<p>R2.6.29 R2.9.7 R2.11.18</p>	<p>廃炉発官R2 第71号 廃炉発官R2 第120号 廃炉発官R2 第182号</p>	<p>No.1,2,4,14 No.1,2,3,4,12,13,14 No.1,2,3,4,13,14 と重複</p>	<p>否 要 【既認可反映】(原 規規発第2101222 号、2102022号)</p>	<p>○11/18補正申請。 【経緯】 ○9/7に補正申請。 ○9/7に面談を実施し、引き続き面談において対応。 ○6/29変更認可申請し、併せて面談を実施。以下のコメントを頂いており、9/28の面談において回答済。 -規制要求をどのように実施計画に落とし込んだのか整理し、説明すること。 ○9/28の面談においてコメントは頂いていない状況。 ○10/6に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。</p>
<p>6 大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台設置</p>	<p>・II 2.45 本文 添付7 添付13 ・III 第3編 2.2.2</p>	<p>R2.7.22</p>	<p>廃炉発官R2 第79号</p>	<p>No.1,2,4,9,13 と重複</p>	<p>否</p>	<p>○10/15の面談において以下のコメントを頂いており、11/26の面談において回答済。下線部は11/19、11/26、12/16の面談において回答したが再度説明を求められている状況。 -初期地盤モデルとして、1F-5・6号機の地盤モデルを使用することの妥当性を説明すること。 -クレーン本体の耐震評価について説明すること。 ○11/26面談を実施し、頂いているコメントについては、別途対応予定。 ○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 -NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 【経緯】 ○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答済。 -架台の構造図、接続方法を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。 -耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。 ○9/8の面談にて以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答済。 -架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。 ○9/25に面談にて以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答済。 -架台の耐震評価について静的震度における耐震強度評価を説明すること。 ○11/19に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、12/16の面談にて回答済。 -クレーンが転倒した際の建屋への波及的影響について説明すること。</p>
<p>7 5/6号機サブドレン設備設置 メタルクラッド閉閉装置における地絡しゃ断導入に伴う変更</p>	<p>・II 2.7 本文 添付6 2.35 本文 添付1 添付15 ・III 第3編 2.1.2</p>	<p>R2.8.19 R2.11.26</p>	<p>廃炉発官R2 第100号 廃炉発官R2 第196号</p>	<p>No.10 と重複</p>	<p>否</p>	<p>○10/13の面談で頂いたコメントについては、11/26の補正申請において対応。 【経緯】 ○8/19変更認可申請を実施。8/20に面談を実施し、コメントを頂いていない状況。 ○10/11に以下のコメントを頂いており、10/13の面談において回答済。 【5/6号機サブドレン設備設置】 -5/6号機サブドレン集水設備の基本設計を説明すること。 【M/C閉閉装置における地絡遮断導入に伴う変更】 -全体の遮断器数と、そのうち自動遮断に変更する数がいくつか説明すること。</p>

8	放射性固体廃棄物発生量予測の更新	Ⅲ 第3編 2.1.1	R2.9.3 R2.10.5	廃炉発官R2 第106号 廃炉発官R2 第144号	と重複	否	○10/5補正申請、面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 【経緯】 ○9/3変更認可申請を実施。9/9に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。
9	使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更	Ⅱ 2.5 本文 添付2 添付3 添付14 2.16.1 添付4 2.16.2 添付7 Ⅲ 第3編 2.2.2 別冊5	R2.11.17	廃炉発官R2 第178号	No.2.14 No.2  No.1.2.4.6.13 と重複	否 要【既認可反映】 (原規規発第 2101291号)	○12/23面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・ボックスカルバートに格納するHICの分類の表面線量のしきい値の変更を行うにあたり、HICの表面線量を測定している計器の誤差も考慮しているのか説明すること。 【経緯】 ○11/17変更認可申請、面談を実施。面談にて以下のコメントを頂いており、12/23の面談において回答済。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、ALPSの運転状況やHICがひっ迫することを踏まえて設置時期が妥当であることを説明すること。
10	1~4号機外部電源喪失時における受電に関する変更	Ⅱ 2.7 本文	R2.11.24 R2.12.18	廃炉発官R2 第193号 廃炉発官R2 第217号	No.7 と重複	否	○11/24変更認可申請、面談を実施し、頂いたコメントについては、12/18の補正申請において対応。 ○12/21に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 【経緯】
11	作業環境改善に伴う防護装備の運用変更	Ⅲ 第3編 3.1.2	R2.12.7	廃炉発官R2 第200号	No.12 と重複	否	○1/13面談実施し、コメント頂いていない状況。 【経緯】 ○12/7変更認可申請。 ○12/10の面談にて下記の頂いたコメントを頂いており、12/24面談において回答済。 ・連続ダストモニタの測定実績から著しくダスト上昇がないことの根拠を示すこと。
12	2号機燃料取り出し関連設備の設置 (燃料取扱設備設置、2号機オペレーティングフロアの遮蔽、燃料取り出し用構台設置)	Ⅱ 2.11 本文 添付1-1 添付1-2 添付3-1 添付4-1 添付4-2 添付4-3 添付5 2.15 本文 添付1 Ⅲ 第1編 附則 第3編 2.1.3 第3編 3.1.2	R2.12.25	廃炉発官R2 第226号	No.1.2.3.4.5.13.14 No.1.13 No.11 と重複	否 要【既認可反映】 (原規規発第 210122、2102022 号)	○12/25変更認可申請。 ○12/25、1/13に面談を実施し、1/28の面談において回答。 ・各クレーンの位置制御方法、安全機能について説明すること。 ・燃料取扱機、クレーンの定格荷重の根拠を説明すること。 ・SFPゲートへの衝突防止対策について説明すること。 ○1/21、1/28面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・遮蔽水深の確保の考え方について、説明すること。 ・オイルダンパ、弾性支承について、断面図等を用いて配置を示すとともに、設置目的や役割、解析上のモデル化の具体例を示すこと。 ・燃料の保管状況や健全性について、評価し実施計画に記載すると共に、説明すること。 ○2/4に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・換気設備の全体的な考え方について、設定条件を示しつつ説明すること。 ○次回面談は2/10に実施予定。 【経緯】

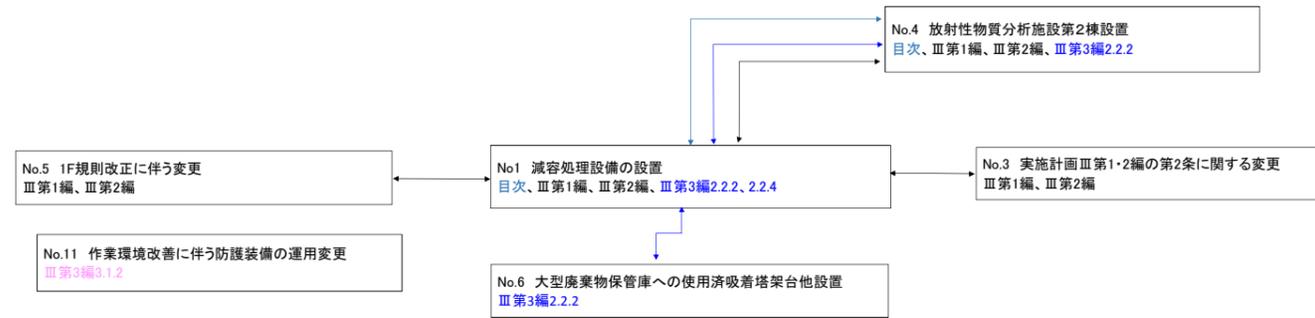
13	多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅱ</li> <li>2.16.5(新規)</li> <li>本文</li> <li>添付1</li> <li>添付2</li> <li>添付3</li> <li>添付4</li> <li>添付5</li> <li>添付6</li> <li>添付7</li> <li>・Ⅲ</li> <li>第1編</li> <li>附則</li> <li>第2編</li> <li>附則</li> <li>第3編</li> <li>2.1.3</li> <li>第3編</li> <li>2.2.2</li> <li>別冊9</li> </ul>	R3.1.7	廃炉発官R2 第232号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1,2,3,4,5,12,14</li> <li>No.1,2,3,4,5,14</li> <li>No.1,12</li> <li>No.1,2,4,6,9</li> <li>と重複</li> </ul>	<p>否</p> <p>要【既認可反映】 (原規規発第 210122、2102022 号)</p>	<p>○1/7変更認可申請し、面談を実施。以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震B,Cエリア、耐震B,Cクラスの設備がどのような設備があるのか整理し説明すること。</li> <li>・建屋内の換気管理を行うエリアを詳細に説明すること。</li> <li>・建屋の防火対策について、法律の観点と設備の特殊性の観点を踏まえ、説明すること。</li> </ul> <p>【経緯】</p>
14	3号機原子炉格納容器取水内設備設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目次</li> <li>・Ⅱ</li> <li>2.5</li> <li>本文</li> <li>添付1</li> <li>2.49(新規)</li> <li>本文</li> <li>添付1</li> <li>添付2</li> <li>添付3</li> <li>・Ⅲ</li> <li>第1編</li> <li>附則</li> <li>第2編</li> <li>附則</li> <li>・別冊集目次</li> <li>・別冊26(新規)</li> </ul>	R3.2.1	廃炉発官R2 第255号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1,2,4,5</li> <li>No.2,9</li> <li>No.1,2,3,4,5,12,13</li> <li>No.1,2,3,4,5,13</li> <li>No.4</li> <li>と重複</li> </ul>	<p>要【既認可反映】 (原規規発第 2102022号)</p>	<p>○2/1変更認可申請し、面談を実施。面談では設備の概要について説明させて頂いた状況。引き続き、面談にて詳細について説明予定。</p> <p>【経緯】</p>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期	概要
①	放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更	・II 2.15 ・II 2.41 ・III 第1編 ・III 第2編 ・III 第3編3.1.2	R3.2	【概要】 第1棟の運用開始に伴い、現行の実施計画の管理対象区域及び管理区域を変更する。
②	瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う実施計画IIIの変更	・III 第1編 ・III 第2編 ・III 第3編2.1.1 ・III 第3編2.2.2	R3.2	【概要】 瓦礫等一時保管エリアQの解除、及び使用済保護衣等一時保管エリアd、e、m、nを瓦礫等一時保管エリアへ変更を行う。
③	1/2号機非常用ガス処理系の屋外配管撤去	・II 2.11	R3.2	【概要】 1/2号機非常用ガス処理系(SGTS)の屋外配管は高線量であることが確認されており、1号機大型カバー設置工事と1/2号機Rw/Bの雨水侵入対策工事との干渉や線量低減の観点から撤去を行う。
④	増設多核種除去設備の前処理設備改造工事	・II 2.16.2	R3.3	【概要】 増設多核種除去設備の前処理設備について、系統構成を変更し設備の信頼性向上につとめる。
⑤	1号機原子炉建屋大型カバー設置	・II 2.11	R3.4	【概要】 1号機オベフロガレキ撤去および燃料プールからの燃料取り出しにあたり、1号機原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する。
⑥	1号機原子炉建屋既存カバー解体	・II 2.11	R3.4	【概要】 大型カバー設置にあたり、1号機原子炉建屋残存カバー架構の撤去を行うもの。 1号機原子炉建屋大型カバーの申請と併せて申請。
⑦	濃縮水タンク内濃縮廃液の移送	・II 2.5 ・III 第3編2.2	R3.5	【概要】 濃縮水タンクに保管されている濃縮廃液を保管用の濃縮廃液貯槽に移送を行う。
⑧	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	・III 第1編	調整中	【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

優先度:高



- Ⅲ章第1編、第2編の重複案件の流れ
- 放射性廃棄物等の管理
- 汚染水処理設備等の重複案件の流れ
- サブドレン他水処理設備の重複案件の流れ
- 放射線管理
- 目次、別冊目次の重複案件の流れ

【重複箇所のない案件】

No.8 放射性固体廃棄物発生量の予測更新

【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程
		1.2	5・6号機の工程
2 リスク評価		2.1	リスク評価の考え方
		2.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
II 特定原子力施設の設計、設備	1 設計、設備について考慮する事項	2.3	特定原子力施設における主なリスク
		2.4	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
		1.1	原子炉等の監視
		1.2	残留熱の除去
		1.3	原子炉格納施設雰囲気監視等
		1.4	不活性雰囲気維持
		1.5	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
		1.6	電源の確保
		1.7	電源喪失に対する設計上の考慮
		1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
		1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
		1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理
		1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
		1.12	作業者の被ばく量の管理等
		1.13	緊急時対策
	1.14	設計上の考慮	
	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画	2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備
		2.2	原子炉格納容器内窒素封入設備
		2.3	使用済燃料プール設備
		2.4	原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備
		2.5	汚染水処理設備等
		2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
		2.7	電気系統設備
		2.8	原子炉格納容器ガス管理設備
		2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器
		2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設
		2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
2.12		使用済燃料共用プール設備	
2.13	使用済燃料乾式キャスク保管設備		
2.14	監視室・制御室		
2.15	放射線管理関係設備等		
2.16	2.16.1 多核種除去設備		
	2.16.2 増設多核種除去設備		
	2.16.3 高性能多核種除去設備		
	2.16.4 高性能多核種除去設備検証試験装置		
2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(鈍固体廃棄物焼却設備)		
2.18	5・6号機に関する共通事項		
2.19	5・6号機 原子炉圧力容器		
2.20	5・6号機 原子炉格納施設		
2.21	5・6号機 制御棒及び制御棒駆動系		
2.22	5・6号機 残留熱除去系		
2.23	5・6号機 非常用炉心冷却系		
2.24	5・6号機 復水補給水系		
2.25	5・6号機 原子炉冷却材浄化系		
2.26	5・6号機 原子炉建屋常用換気系		
2.27	5・6号機 燃料プール冷却浄化系		
2.28	5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵施設		
2.29	5・6号機 非常用ガス処理系		
2.30	5・6号機 中央制御室換気系		
2.31	5・6号機 構内用輸送容器		
2.32	5・6号機 電源系統設備		
2.33	5・6号機 放射性液体廃棄物処理系		
2.34	5・6号機 計測制御設備		
2.35	サブドレン他水処理施設		
2.36	雨水処理設備等		
2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等		
2.38	RO浄水処理設備		
2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等		
2.40	放水路浄化設備		
2.41	放射性物質分析・研究施設 第1棟		
2.42	大型機器除染設備		
2.43	油処理装置		
2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設鈍固体廃棄物焼却設備)		
2.45	大型廃棄物保管庫		

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置	
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置	
	第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明	1.1 巡視点検の考え方 1.2 火災への対応 1.3 地震及び津波への対応 1.4 豪雨・台風・竜巻への対応 1.5 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について 1.6 安全確保等の運転責任者について 1.7 1~4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について 1.8 地下水ドレンの運転管理について	
		2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明	2.1 放射性廃棄物等の管理	
3 放射線管理に係る補足説明		2.2 線量評価		
4 保守管理に係る補足説明		3.1 放射線防護及び管理 4.1 保全計画策定の考え方 4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について		
IV 特定核燃料物質の防護			特定核燃料物質の防護	
V 燃料デブリの取出し・廃炉			燃料デブリの取出し・廃炉	
VI 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進	
VII 実施計画に係る検査の受検			実施計画に係る検査の受検	
別冊			1	
			2	
			3	
			4	
			5	
			6	
			7	
			8	
			9	
			12	
			13	
			14	
		15		
		16		
		17		
		18		
		19		
		20		
		21		
		22		
		23		
		24		

今後の実施計画に関する相談

2021年2月5日

---

**TEPCO**

東京電力ホールディングス株式会社

■相談事項

- ✓実施計画Ⅱの以下、2点について相談する

相談事項①

記載すべき項目の標準化

現在 : 章ごとに記載項目が異なる

変更後 : 記載すべき項目を明確にし、記載の標準化を図る

相談事項②

認可範囲の設定

現在 : 実施計画の変更は全ての範囲が認可の対象である

変更後 : 認可範囲を設定し申請案件の合理化を図る

## ■相談理由

相談事項①：記載すべき項目の標準化

記載すべき項目が定められておらず、章ごとに記載項目が統一されていない

相談事項②：認可範囲の設定

認可範囲が定められておらず、申請要否について規制庁殿に事前確認を頂いている

## ■変更により得られる利点

相談事項①  
記載すべき項目の標準化



- ・構成が明確になることで分かりやすい記載となる
- ・記載すべき項目が明確となり、規制庁殿と当社の認識の相違が低減される

相談事項②  
認可範囲の設定

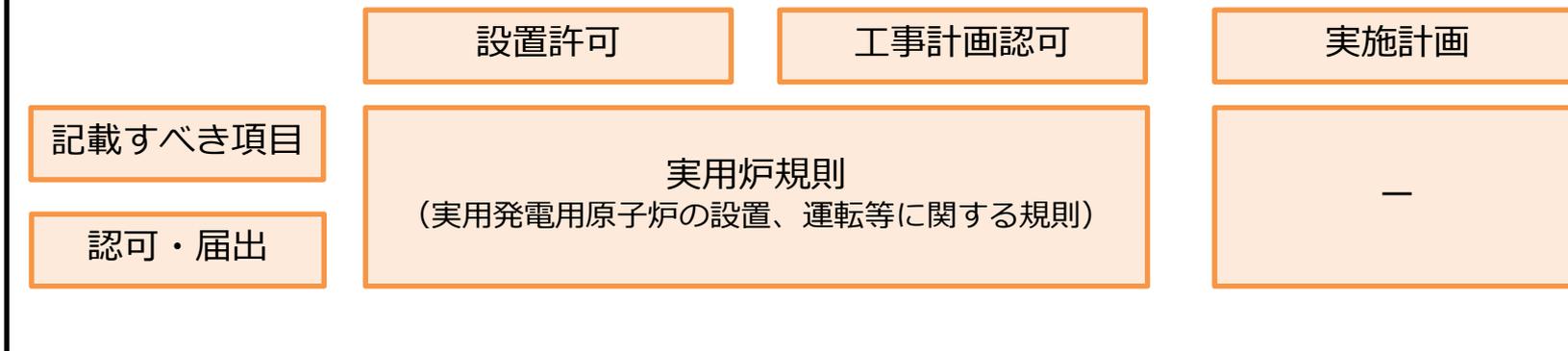


- ・申請要否の明確化
- ・申請案件の合理化
- ・事前の変更認可を必要とする範囲について規制庁殿と当社の認識の相違が低減される

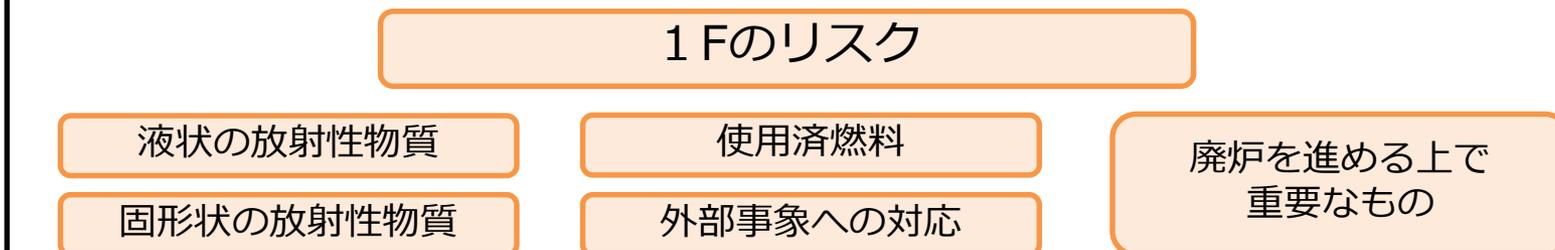
■ 方針

✓相談事項①②について以下、2点の方針に基づき検討を進める

方針 1 : 実用炉規則の適用可能な項目を実施計画へ反映する  
 理由 : 実用炉側の記載すべき項目及び認可・届出範囲については実用炉規則で定めている



方針 2 : 1F特有の原子力安全上確保すべき点を考慮する  
 理由 : 1Fでは実用炉側とは異なる特有のリスクが潜んでいるため



■ 進め方

以下の3 STEPで検討を進める

- ✓STEP 1 : 実施計画Ⅱと設置許可、工事計画認可の比較
- ✓STEP 2 : 記載すべき項目の整理
- ✓STEP 3 : 懸念事項の整理及び解決策の検討

STEP 1

- 実施計画Ⅱの現状の記載を確認
- 設置許可、工事計画認可の記載を確認
- 設置許可、工事計画認可から実施計画Ⅱへ適用すべき項目の検討

STEP 2

- 実施計画Ⅱの各項目における記載要否の検討
- 記載要否の判断条件の検討
- 認可範囲の設定

STEP 3

- 検査における扱い